「「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件」の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年３月30日
農林水産省消費・安全局

農林水産省では、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則等の一部改正案について、令和８年１月16日から２月14日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、本件に関するご意見は寄せられませんでした。

このことから、本件につきましては、公表した案のとおり改正することといたしましたのでお知らせいたします。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
担当：飼料安全基準班
代表：03-3502-8111（内線4546）
直通：03-6744-1708